

指定介護老人福祉施設 重要事項説明書

社会福祉法人 平成福社会
特別養護老人ホーム 平成森之宮苑

1、特別養護老人ホーム 平成森之宮苑の概要

(1) 法人の概要

名 称	社会福祉法人平成福社会
所 在 地	大阪府大阪市福島区吉野1丁目21番14号
代 表 者	理事長 渡邊 卓
電 話 番 号	06-6459-4961

(2) ご利用施設

施 設 名 称	特別養護老人ホーム 平成森之宮苑 (介護老人福祉施設)
指 定 事 業 者 番 号	2774404269
指 定 年 月 日	令和3年4月1日
所 在 地	大阪府大阪市城東区森之宮2丁目1番49号
管 理 者	施設長 白井 貴也
電 話 番 号	06-6167-7410
F A X 番 号	06-6167-7409

(3) 施設の職員体制

(職員の職種・員数及び職務の内容)

職種	配置基準	人員	職務内容
1. 施設長	1名	1名	職員を指揮監督し、事業実施の管理及び運営を行う。
2. 医師	1名	1名	入居者の診療及び保健衛生に管理指導の業務を行う。
3. 生活相談員	1名	1名	入居者の日常生活についての相談、援助及びこれらの計画の企画立案を行う。また、入退去に関する業務を行う。
4. 介護職員	30名以上	35名以上	入居者の日常生活における介護、相談及び援助の業務を行う。
5. 看護職員	3名	4名以上	入居者の看護、医師の診察補助、健康管理及び保健衛生の業務を行う。
6. 機能訓練指導員	1名	1名	入居者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導を行う。
7. 介護支援専門員	1名	2名	入居者の介護支援に関する業務を行う。
8. 栄養士	1名	1名	給食管理、入居者の栄養指導を行う。

(職種の勤務体制)

職種	勤務体制
1. 施設長	日勤 09:00～18:00
2. 医師	週2回 (水)・(土) 14:00～16:00
3. 生活相談員	日勤 09:00～18:00
4. 介護職員	早出 07:00～16:00 日勤 08:00～17:00 09:00～18:00 10:00～19:00 遅出 11:00～20:00 12:00～21:00 13:00～22:00 夜勤 16:00～10:00 (翌) 22:00～07:00 (翌)
5. 看護職員	早出 07:00～16:00 08:00～17:00 日勤 09:00～18:00 遅出 10:00～19:00 13:00～22:00 夜勤 22:00～07:00 (翌)
6. 機能訓練指導員	日勤 09:00～18:00
7. 介護支援専門員	日勤 09:00～18:00
8. 管理栄養士	早出 06:30～15:30 日勤 09:00～18:00 遅出 11:00～20:00

(4) 定員及び施設の設備の概要

定員	92名 (うち8名はショートステイ)
居室	92室 (うち8室はショートステイ)
共同生活室	9か所
医務室	1か所
浴室	5か所
トイレ	27か所
相談室	1室
面談室	1室
事務室	1室
会議室	1室
地域交流室	1室

(5) 運営の方針

- ① 当施設は、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が継続したものとなるよう配置しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することを目指すものとします。
- ② 当施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めます。
- ③ 当施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視して運営を行うことに努めます。

- ④ 当施設は、地域と家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村・居宅介護事業者・居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- ⑤ 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。
- ⑥ 入居者の尊厳・自己決定・プライバシーの保護・秘密保持等を柱にして、安心して生活できる人権擁護の取り組みを推進する施設を目指します。
- ⑦ 地域との交流を基本として、介護相談・介護教室、ボランティア活動への協力、支援（福祉人材養成に寄与することも含む）等の取り組みに努め、地域に開かれた施設を目指します。

2、サービスの内容

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

サービスの種類	サービスの内容
居室の提供	居室の変更：入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。
施設サービス計画（ケアプラン）の立案	介護支援専門員（ケアマネジャー）が入所者の心身の状態や、生活状況の把握（アセスメント）を行い、施設サービス計画の原案の作成や変更を行います。
食事	栄養士（管理栄養士）の立てる献立により、栄養並びに入居者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します 入居者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則とします。 朝食・・・8：00～ 昼食・・・12：00～ おやつ・・・15：00～ 夕食・・・18：00～
入浴	入浴または清拭を週2回以上行います。 入居者の体調等により、当日入浴ができなかった場合は、清拭及び入浴日の振替にて対応します。 寝たきりの状態であっても特殊機械浴槽を使用して入浴することができます。
排泄	排泄の自立を促すため、入居者の身体能力を最大限利用した援助を行います。
機能訓練	入居者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復または、その減退を防止するための訓練を実施します。
栄養ケアマネジメント	入居者毎の栄養状態、摂取機能を考慮した栄養ケアマネジメントを行います。
感染症食中毒予防	感染症対策委員会の設置、施設内研修の実施等により、施設内の衛生管理体制を整備します。
健康管理	医師や看護職員が、健康管理を行います。
相談援助	施設生活を送って頂く上でのご相談に応じます。
自立への支援	寝たきり防止のため、心身等の状態に合わせ離床に配慮します。 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えをするように配慮します。 清潔で快適な生活が送れますよう、施設内の環境美化に努めます。 入居者及びそのご家族からの生活相談等に応じます。 レクリエーションやクラブ活動の実施に努めます。

(2) 介護保険の給付対象ならないサービス

以下のサービスは、**利用料金の全額**をご利用者に負担していただきます。

施設サービスにおいて提供するもののうち、日常生活においても通常必要となる費用については、あらかじめ、入居者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得るものとします。但し費用に係る同意については文書によるものとします。管理者は、規定する食費及び住居費の額を変更するときは、予め入居者に対し、変更後の額及びその根拠について説明を行い、同意を得なければなりません。

(3) サービス利用中の医療について

緊急時等で医療を必要とする場合には、契約者の希望により下記協力医療機関において診療等を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療等を義務づけるものでもありません。)

【協力医療機関】

- ① 医療法人医誠会 医誠会国際総合病院
住所：530-0052 大阪市北区南扇町4-14
電話：0570-099-166

- ② 医療法人仁愛会 飯田歯科医院
住所：〒577-0827 東大阪市衣摺2-11-19
電話：06-6728-4182

3、ご利用料金

(1) 基本利用料 ※別紙「利用料金表①」参照

(2) 食費・居住費 ※別紙「利用料金表②」参照

食費にかかる費用及び居住にかかる費用については、介護保険負担限度額認定証を受けている方に対しては、当該認定証に記載されている負担限度額といたします。

(3) その他の料金 ※別紙「利用料金表③」参照

(4) 支払い方法

毎月月末締め、翌月28日にご指定の口座より自動振替にてお支払いいただきます。請求書は毎月15日前後にお送りいたします。口座振替の手続きが間に合わない等で、自動振替にてお支払いができない場合は、下記銀行口座に振込にてお支払いしていただきます。なお、その際の振込手数料につきましては振込人負担となりますので、予めご了承願います。また、振込時は入居者の氏名でお振込み下さい。

【振込口座】

銀行名 : りそな銀行 野田支店
種類 : 普通
口座番号 : 0327551
口座名義 : 社会福祉法人平成福祉会 理事長 渡邊 卓

(5) 居住費の外泊時の取り扱い

入院又は外泊中は、居住費をご負担いただきます。ただし、入院又は外泊中のベッドを短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護に利用する場合は、その間の居住費はご負担いただくことはありません。

※1ヶ月に6日を超える場合（月またぎで最大12日間）介護保険負担限度額認定は適用されません。

(6) 利用料金の変更

介護給付費体系の変更があった場合、及び経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、契約者又に対して、1ヶ月前までに文章で通知することにより、利用料金の変更（増額または減額）を申し入れることができることとします。

4、入退居の手続き

(1) 入居手続き

「大阪市入所選考指針」に基づき入居を決定しています。入居と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) 退居手続き（契約の終了について）

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。従って継続してサービスを利用することができますが、以下の事由に該当するに至った場合、当施設との契約は終了し、退居していただくことになります。

- ・要介護認定により、入居者の心身状況が自立又は要支援と判断された場合。
- ・事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- ・施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービス提供が不可能になった場合。
- ・当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ・契約者又は保証人から退居の申し出があった場合。（詳細は以下を参照）
- ・事業者から退居の申し出を行った場合。（詳細は以下を参照）

◎ 契約者又は保証人からの退居申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間中であっても、契約者からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の14日前までに退居届出書を提出して下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ・施設もしくはサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
- ・施設もしくはサービス従事者が、契約書第7条に定める守秘義務に違反した場合。
- ・施設もしくはサービス従事者が、故意又は過失により、入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合。
- ・他の入居者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、施設が適切な対応をとらない場合。

◎ 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただく事があります。

- ・ 契約者又は保証人が、契約締結時に心身の状況及び病歴等の重要事項を故意に告げず、又は不実の告知を行った。本契約を継続しがたい、重大な事情を生じさせた場合。
- ・ 契約者又は保証人が、利用料金の支払いが正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、利用料金を支払うように催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合。
- ・ 契約者及び保証人が、故意又は過失により施設又はサービス従事者もしくは他の入居者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ・ 契約者が、病院又は診療所に入院し、明らかに退院できる見込みがない場合。
又は退院が出来ないことが明らかになった場合。（※）
- ・ 契約者が他の介護保険施設に入居した場合。

※入居者が病院等に入院された場合の対応について

当施設入居中に医療機関への入院の必要性が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、6日以内の短期入院の場合

1ヶ月につき、一時外泊と合わせて6日以内（月またぎの場合は最大12日間）の短期入院の場合は、退院後にそのまま同じお部屋に入居することが出来ます。ただし、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

② 上記期間を超える入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができます。ただし入院時に予定された退院日より早く退院した場合等で、退院時に施設の受け入れ準備が整っていない時には、一時的に併設されている短期入所生活介護の居室をご利用して頂く場合があります。（優先的に再入居して頂きます）

3ヶ月以内の退院が見込まれていない場合や3ヶ月を超える入院の場合、契約を解除することがあります。当施設に再び入居を検討される場合は、新たに申し込みをしていただく必要があります。

※短期入所生活介護（併設）のサービスをご利用いただく場合は、サービスに基づく別の重要事項説明書での説明を行い、同意を頂きます。

5、残置物引取人

入居契約が終了した後、当施設に残された所持品（残置物）を契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めて頂きます。

また、引き渡しにかかる費用は、契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

6、サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご利用者様に対してサービスを提供するにあたって、ご利用者様の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書に規定される義務を負います。当事業所では、ご利用者様に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 入居者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② 入居者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、入居者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、入居者に対して定期的に避難・救出その他必要な訓練を行います。
- ④ 入居者に提供したサービスについて記録を作成し、サービス提供の日から5年間保管するとともに、入居者の申し出に応じて閲覧させ複写物を交付します。

(ただし、コピー代は有料となります。)

- ⑤ 入居者へのサービス提供時において、病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知り得た入居者または家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません(守秘義務)
ただし、入居者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に入居者の心身等の情報を提供します。また、入居者とのサービス終了に伴う援助を行う際には、入居者またはその家族等の同意を得ます。

7、施設利用にあたっての留意事項

当施設のご利用にあたって、入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 施設・設備使用上の注意

面会	09:30～17:30
外出・外泊	3日前までに、所定の届出書によりお申し出下さい。
飲酒・喫煙	・喫煙は禁止です。 ・施設内へのアルコール類の持込については、原則禁止とさせていただきますが、施設の許可を得た場合(施設管理の下)缶ビール1本又は日本酒1合程度までとし、かつ他の入居者への迷惑にならないようお願い致します。 ※主治医からの制限がある場合はご遠慮下さい。
テレビ・ラジオ	テレビ・ラジオ等をご利用いただく際には、音量にご注意ください。イヤホンやスピーカーのご利用をお勧めする場合があります。
所持品の持込み	所持品によっては、収納スペースが限られておりますので、お持ち込みに制限を設ける場合がございますので、ご入居前にご確認をお願い致します。 ※詳細は別紙ご確認ください。
医療	当施設の医師による日常的な健康管理や健康相談、年に1度の定期検診につきましては、介護保険給付サービスに一部含まれておりますが、それ以外の医療につきましては、他の協力医療機関等への入通院による対応となります。
宗教・政治・営利活動	当施設の敷地内で、他の入居者や職員に対して迷惑を及ぼすような活動等を行う事はできません。
ペット	禁止しています。

(2) その他

居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり汚したりした場合には、入居者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合には、入居者居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。

8、緊急時における対応方法

施設は、入居者に体調の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに医師又はあらかじめ定めた協力医療機関等への連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

9、事故発生時の対応方法

- (1) 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに入居者の家族へ連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。
また保険者へも報告を行う。

※事故対策委員会を設置し、施設内研修の実施等により、施設内の介護事故防止体制を整備します

- (2) 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

10、サービス内容に関する相談・苦情

当施設の窓口担当	管理者：臼井 貴也 担当者：山下 千裕/高崎 博貴（生活相談員）
苦情解決責任者	施設長：臼井 貴也
第三者委員	第三者委員：横田 一也 苦情解決に社会性や客観性を確保し、入居者の立場や権利に配慮した中立・公正・適切な対応を推進するため、法人に第三者委員を設置しています。
大阪市 相談窓口	大阪市福祉局 高齢者施策部 介護保険課 指定・指導グループ 〒541-0055 大阪市中央区船場中央三丁目1番7-331号 TEL：06-6241-6310
各区の 相談窓口	大阪市城東区役所 保健福祉課 介護保険担当 〒536-8510 大阪市城東区中央三丁目5番45号 TEL：06-6930-9859
	大阪市鶴見区役所 保健福祉課 介護保険担当 〒538-8510 大阪市鶴見区横堤五丁目4番19号 TEL：06-6915-9859
各区の 相談窓口	大阪市東成区役所 保健福祉課 介護保険担当 〒537-0014 大阪市東成区大今里西二丁目8番4号 TEL：06-6977-9859
	大阪市中央区役所 保健福祉課 介護保険担当 〒541-0056 大阪市中央区久太郎町一丁目2番27号 TEL：06-6267-9859
	大阪市都島区役所 保健福祉課 介護保険担当 〒534-8501 大阪市都島区中野町二丁目16番20号 TEL：06-6882-9859
国保連相談窓口	大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室 介護保険課 〒540-0028 大阪市中央区常盤町一丁目3番8号 中央大通FNビル TEL：06-6949-5418
大阪府内の 市町村窓口	「介護保険に関する苦情・相談窓口（大阪府）」を確認して下さい。
大阪府以外の 市町村窓口	各市町村窓口にご確認下さい。

11、第三者評価の実施状況

・第三者評価の実施の有無 有（ 年 月 日・ 無

評価機関：

評価結果の開示状況：

12、非常災害対策

- (1) 施設は非常災害対策に備えて、消防計画・風水害・地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定めています。
- (2) 施設は年2回、定期的に避難・救出その他必要な訓練（うち1回は夜間又は夜間

想定訓練)を実施する。

防 火 管 理 者	白 井 貴 也
-----------	---------

1 3、業務継続計画の策定等

- (1) 施設は、感染症や非常災害の発生等において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、業務継続計画という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じる。
- (2) 施設は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

1 4、高齢者虐待

施設は、入居者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じる。

(1) 身体拘束等の原則禁止

サービスの提供にあたっては、当該入居者または他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束・その他入居者の行動を制限する行為を行わない。

ただし、「当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められており、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たし、かつ、これらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されている場合のみに限られる。

(2) 虐待等に関する苦情解決体制を整備している。

(3) サービス従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を年に1度以上実施している。

(4) 成年後見制度の利用を支援する。

1 5、ハラスメント対策

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する施設の責任を踏まえ、適切なハラスメント対策を行う。

1 6、衛生管理

- (1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備、又は飲用に供する水に対して、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行うものとする。
- (2) 感染症が発生・蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- (3) 施設における感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を概ね、3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (4) 施設における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- (5) 施設において、職員に対する感染症及び食中毒蔓延防止のため、研修並びに感染症の予防及び蔓延防止のための訓練を定期的実施する。
- (6) 食中毒発生が疑われた際は「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる祭の退所等に関する手順」に沿った対応を行う。

(7) 管理栄養士・栄養士・調理師等の厨房勤務者は毎月1回、検便を行うとともに、定期的に鼠族・昆虫駆除（外部委託）を行う。

説明年月日	令和 年 月 日
-------	----------

指定介護福祉施設サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

<施設>

施設所在地	大阪市城東区森之宮二丁目1番49号
施設名称	特別養護老人ホーム 平成森之宮苑
施設代表者	施設長 白井 貴也
説明者職名	
説明者氏名	㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉サービスの提供開始に同意しました。

<入居者（契約者）>

住所	
氏名	㊞

<ご家族（代理人）>

住所	
氏名	㊞

特別養護老人ホーム平成森之宮苑 料金表

令和6年8月1日現在

介護保険料 ①

◎ 1単位 = 10.72円

ユニット型 介護福祉施設サービス費	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日あたり	670 単位 7,182円	740 単位 7,933円	815 単位 8,737円	886 単位 9,498円	955 単位 10,238円
1カ月（30日）	215,472円	237,984円	262,104円	284,938円	307,128円

↓

1割負担	21,547円	23,798円	26,210円	28,494円	30,713円
2割負担	43,094円	47,597円	52,421円	56,988円	61,426円
3割負担	64,642円	71,395円	78,631円	85,481円	92,138円

加算	単位数	備考	円（30日）1割負担の場合
看護体制加算Ⅰ（□）	4 単位/日		129円
看護体制加算Ⅱ（□）	8 単位/日		257円
夜勤職員配置加算Ⅱ（□）	18 単位/日		579円
サービス提供体制加算Ⅱ	18 単位/日		579円
個別機能訓練加算Ⅰ	12 単位/日		386円
個別機能訓練加算Ⅱ	20 単位/月		21円
科学的介護推進加算Ⅰ	40 単位/月		43円
自立支援促進加算	280 単位/月		300円
生産性向上加算Ⅱ	10 単位/月		11円
栄養マネジメント強化加算	11 単位/日		354円
精神科医師配置加算	5 単位/日		161円
療養食加算	6 単位/日	一食あたり	193円
入院時加算	246 単位/日	※6日間まで	264円
安全対策体制加算	20単位/初回		21円
初期加算	30 単位/日	※30日間	965円
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	***	総単位数 × 0.136	

「高額介護サービス費」

利用者負担段階区分	上限額（月額）
年収約1,160万円以上	140,100円（世帯）
年収約770万円以上約1,160万円未満	93,000円（世帯）
年収約383万円以上約770万円未満	44,400円（世帯）
【市町村民税課税世帯】一般世帯	44,400円（世帯）
【市町村民税非課税世帯】	24,600円（世帯）
本人の合計所得金額と 公的年金等収入額の合計が 80万円以下 老齢年金受給者	15,000円（個人）
生活保護を受給	15,000円（個人）

介護保険外費用 ②

負担区分	居住費（お部屋代）	お食事代
------	-----------	------

	日額	月額(30日)
第1段階	880円	26,400円
第2段階	880円	26,400円
第3段階①	1,370円	41,100円
第3段階②	1,370円	41,100円
第4段階	2,066円	61,980円

	日額	月額(30日)
	300円	9,000円
	390円	11,700円
	650円	19,500円
	1,360円	40,800円
	1,590円	47,700円

« 特定入所者介護サービス費 »

利用者負担段階区分		預貯金額等(夫婦の場合)
第1段階	・老年福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税 ・生活保護受給者	1,000万円(2,000万円)以下
第2段階		年金収入金額+合計所得金額80万円以下
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額+合計所得金額80万円超120万円以下
第3段階②		年金収入金額+合計所得金額が120万円超
第4段階	・第1～第3段階以外(世帯課税)	

その他の費用 ③

- ・訪問診療費
- ・処方薬代金
- ・訪問歯科
- ・電気代
- ・訪問理美容代
- ・レクリエーション等娯楽費
- ・謄写料
- ・インフルエンザ予防接種代
- ・健康診断書等文書作成料